支援対象児童等見守り強化事業について

厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室

令和4年4月25日

支援対象児童等見守り強化事業【新規】

令和４年度予算：212億円の内数（児童虐待･DV対策等総合支援事業）

目　的

○　児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。

①　子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、
地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

②　新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：１か所当たり9,729千円
補　助　率：２／３
実 施 主 体：市町村（特別区含む）

② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童１人当たり５万円
補　助　率：１０／１０
実 施 主 体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可

児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

【支援対象児童等見守り強化事業部分　抜粋】

２１　支援対象児童等見守り強化事業

（１）趣旨

家庭環境の変化等による児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、民間団体等と連携して、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることや、新たな地域における見守りの担い手としてのＮＰＯ法人等の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指すことを目的とする。

（２）実施者

実施者は、市町村又は市町村が委託又は補助する子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）とする。

（３）事業内容

①アウトリーチ型／居場所型

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下のアを実施し、必要に応じてイからエを実施する。

ア　子ども等の状況の把握

イ　食事の提供（配達等を含む。）

ウ　基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

エ　学習習慣の定着等の学習支援

②クーポン・バウチャー等活用型

以下のア～エを実施すること。

ア　要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等へのクーポン・バウチャー等の発行及び配付

イ　クーポン・バウチャー等を配付した子ども等への相談支援及び地域の多様な事業主体との事業連携

ウ　クーポン・バウチャー等を利用可能なＮＰＯ法人等の登録及び登録事業者の周知

エ　ＮＰＯ法人等のサービスを利用した場合のクーポン・バウチャー等費用の償還

（４）実施方法

①　市町村は、民間団体等又はＮＰＯ法人等登録事業者に対して支援対象児童等の様子や家庭状況等について報告を依頼し、適宜、報告のあった情報については、必要に応じて関係機関が情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげること。

②　本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子どもに限らず、市町村が見守りを必要と判断した子ども等が含まれること。

③　事業に携わる者は、支援対象児童等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（５）留意事項

①　（３）の①及び②は併用可能とする。

②　（３）①アについては、食事の提供を伴わない子ども等の状況の把握も含まれること。

③　食事の提供には、特定の場所において提供する食事及び持ち帰り用の食事の提供も含まれるが、居宅訪問等による子ども等の状況の把握をせず、単に食事の提供のみを行う場合や市町村が必要と認めた子ども等以外に対する食事の提供については、本事業の対象とはならないこと。

④　事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

⑤　子ども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ＩＣＴ機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討すること。

⑥　実施主体から実施者への支払いに当たっては、概算で請求書を徴し支払いするほか、証拠書類などは申請時には一律に求めることはせず、事業実績報告時において提出を求めるなど負担の軽減に配慮すること。

（６）個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。